昭和町で頑張る企業を応援します！

小規模企業者小口資金融資

令和３年４月から融資制度が新しくなります！

制度の概要

・一企業当たりの融資額上限
普通資金１,０００万　緊急資金５０万

・融資期間
設備資金７年以内　運転資金５年以内　緊急資金１年以内

・対象
小規模事業者　※町の定める条例による

・保証料
普通資金→３分の１補助　緊急資金→２分の１補助
※利子補給も予算の範囲内で対象とする

・貸出利率
年１．６０％

資格要件などの詳細は町のＨＰをご覧ください

http://www.town.showa.yamanashi.jp/guide/benri.php?id=523

問合せ先
昭和町役場環境経済　農政振興係
☎２７５－８３５５　(直通)

・小口融資制度とは

小規模事業者の方が事業経営に必要とする資金において、金融機関を通じて低利融資を受けられる制度です。

・資格要件

(1) 個人にあっては、信用保証委託の申込みの日以前１年以上町内に居住し、県内に店舗、工場又は事業所を有していること。
(2) 法人にあっては、信用保証委託の申込みの日以前１年以上町内に店舗、工場又は事業所を有していること。
(3) 信用保証委託の申込みの日以前１年以上同一の業種に属する事業を行っていること。
(4) 信用保証委託の申込みの日以前１年間において、納期が到来した町税を完納していること。

・取引金融機関

山梨中央銀行・甲府信用金庫・山梨信用金庫・山梨県民信用組合

・申請の方法

資格要件の有無について役場環境経済課に証明申請(必要書類④)
資格要件の証明書を持って上記記載の金融機関に申請

・必要書類

①昭和町小規模企業者小口資金融資申込書（様式第１号）
②信用保証委託申込書
③個人情報同意書（包括同意・初回のみ）
④資格要件の確認に係る同意書兼証明書（様式第２号）
⑤印鑑証明書（3ヵ月以内のもの）（初回のみ）
⑥商業登記簿謄本・定款写し（法人のみ）（初回のみ）
⑦営業許認可証の写し（許認可を必要とする業種のみ）
⑧確定申告書・決算書…直近2期分
※必要に応じて提出いただく書類
⑨試算表（決算終了後６カ月を経過している場合）
⑩手持工事・完成工事一覧表（建築関連業種の方のみ）
⑪見積書（設備資金の場合）